



まつえ湖南学園教育目標

(テーマ)
「未来に向かって」

未来を逞しく生き抜く児童・生徒の育成

めざす児童・生徒像

- 進んで学び視野の広い人
- 温かい心をもつ人
- 心身ともにたくましい人

家庭との連携

- ①P T A活動の推進
- ②参観日と人権教育研修会
- ③P T A広報「ひろばこなん」
- ④各種たより（学校・学年・学級・保健・図書館）及びホームページ
- ⑤家庭訪問、面談
- ⑥相談窓口の周知

地域との連携

- ①公民館との連携
- ②学校運営協議会との連携
- ③地域ボランティア
- ④職場体験学習の実施
- ⑤地域行事への参加
- ⑥ジュニアリーダー研修
- ⑦各種たよりの自治会配布

地域関係諸機関の役割

- (市の基本方針より)
- ・松江市の児童生徒が安心して暮らせる環境づくりを行う。
- ・いじめの兆候を把握した場合は、学校、市、関係機関等に情報を積極的に提供するとともに、連携していじめの解決に努める。
- ・児童生徒の健全育成に係わる関係諸機関は相互に連携し、いじめの根絶に努める。
- ・地域社会全体で児童生徒に関心を向け、いじめの芽を摘む風土を醸成する。

基本方針：「いじめを しない！ させない！ 見逃さない！」

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない。」という考えを基本とする。そして、本校の目指す学校づくり（「明日も来たくなる学校」）を基盤とし、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校・学園づくりを推進する。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係諸機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ 学校と地域や家庭が協力して指導、支援にあたる。

いじめ未然防止のための取組

【いじめ問題に対する教育の推進】

- ・道徳教育をはじめとして、生徒が自主的にいじめの問題について考える等、いじめの防止につながる活動に取り組む。
- ・生徒に対して、傍観者とならず、大人に相談するなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

【人権教育の推進】

- ・生徒が自分や他人の人権について学び、理解を深める学習を進める。
- ・人権尊重及び差別解消への意欲や実践力を高める教育活動を推進する。

【インターネットを通じて行われるいじめの防止】

- ・情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。
- ・「デジタル・タトゥー」と呼ばれるように、一度インターネット上で拡散してしまった画像や動画等の情報を消去することは極めて困難である。インターネット上の一つの行為が、いじめの被害者にとどまらず、学校や家庭、地域社会に多大な被害を与え、大きな問題に発展する可能性があることを理解させる。

【いじめを発生させない組織づくり】

- ・「アンケート QU」を活かしたより良い学級集団づくりを進める。
- ・学校の実態を適切に把握するために、「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用し、学校のいじめ問題への対応を自己評価しながら充実させる。

【特別な支援や配慮が必要な生徒への対応】

- ・学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- ・配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援と周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめの早期発見

【生徒の状態の把握】

- ・常にいじめを意識、点検し、普段と違う生徒の様子や行動に気を付ける。
- ・日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあり、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 【相談しやすい体制づくり】
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・生徒が自ら SOS を発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、本人にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、迅速に対応することを徹底する。
- ・被害を受けている生徒が、仕返しを恐れるあまり暴力行為やいじめ等を否定し、申告しないことも少なくないことに留意する。
- ・日ごろから保護者との連携を密にし、相談しやすい校内体制づくりに努める。

【アンケート等の活用】

- ・「アンケート QU」、いじめに係る定期的なアンケート等、客観的な資料を活用し、潜在的ないじめの早期発見に努める。
- ・いじめに係るアンケート等には、SNS 等によるいじめに関する質問項目を設け、インターネットを通して行われるいじめの把握に努める。

湖南中学校教育目標

『挑戦と協働』～粘り強く課題に取り組み、対話を通して考えを深め、仲間と協力できる生徒の育成～

めざす生徒像

- 自分で考え、自分で判断し、自分で行動できる生徒
- 夢の実現に向かって、進んで学ぶ生徒
- 人の役に立てる生徒

令和8年度の重点

- ① 主体的な「学びの創造」
 - ・「できた」「わかった」と実感できる授業
 - ・家庭学習の習慣化
 - ・効果的な学習ツールの活用
 - ・各種検定への積極的な参加の推進
- ② 豊かな「心」と「絆」の育成
 - ・生徒主体の学校行事の実践を通した「居場所づくり」と「絆づくり」
 - ・学年を超えた縦のつながりの深化
 - ・「命」を大切にする教育：自己開示と他者受容につながるエンカウターの実施と人権教育の推進
 - ・地域に開かれた学校：自ら進んで行うあいさつ、地域と連携したボランティア活動

いじめ防止対策のための校内体制

○いじめ等対策委員会

- (未然防止、早期発見、事案対処等の取組を組織的に行う)
- ・校長 ・教頭 ・主幹教諭(生徒指導主事)
- ・学年主任
- ・当該学年関係者(学年生徒指導担当、学級担任)
- ・学校運営協議会正副会長
- ・養護教諭(※)
- ・教育相談担当(※) ・
- ・人権教育主任(※)
- ・スクールカウンセラー(※)
- ・スクールソーシャルワーカー(※)
- ・サポートワーカー(※)

※印は事案により参加

○生徒指導委員会(週1回)

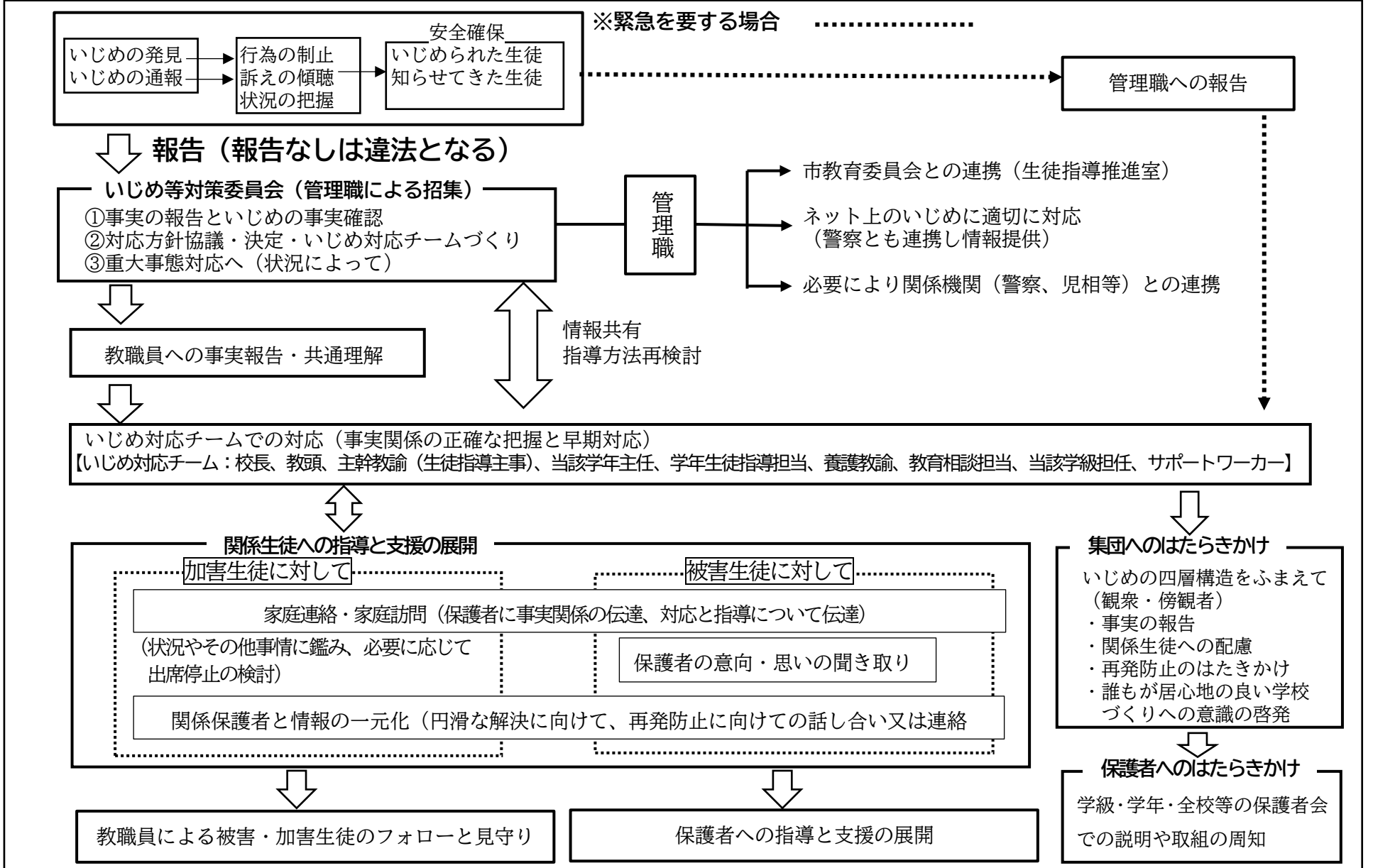
○教育相談体制

○特別支援教育体制

保護者の役割

- (市の基本方針より)
- ・こどもへ愛情を注ぎ、心情理解や安心して過ごせる家庭環境づくりに努める。
- ・他人に対する思いやりや規範意識、自立心等の道徳性を培う。
- ・いじめに対する認識を高め、日頃からこどもへの適切な指導と見守りを行う。
- ・こどもの見守り等、学校が行ういじめの防止等の取組に協力する。
- ・いじめを発見、いじめの疑いを認めた場合は速やかに学校、市又は関係機関へ相談又は通報する。

早期対応（いじめが起こった時）

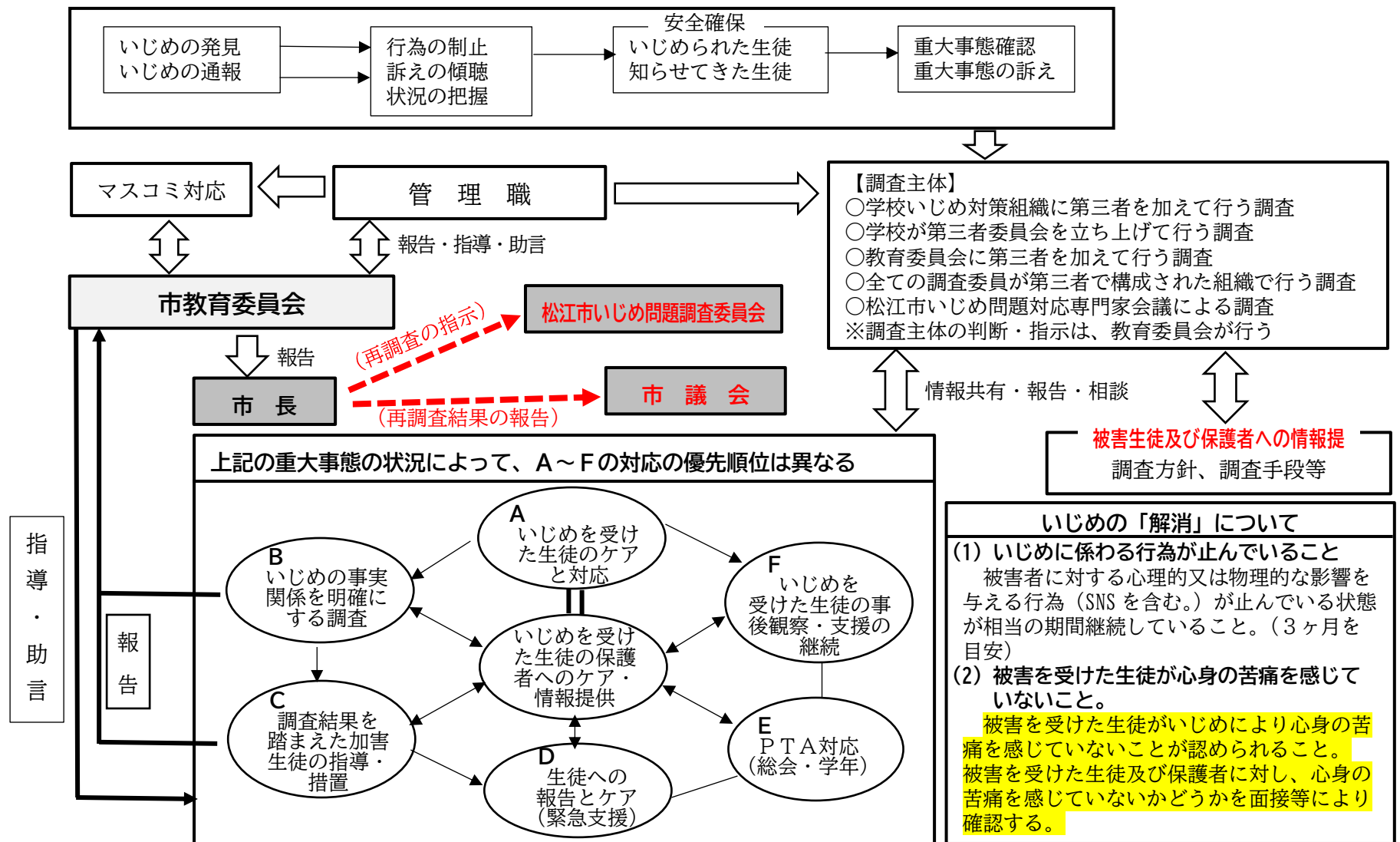


重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条より）

- ① いじめにより、在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安、連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、その時点で学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、法の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

(2) 重大事態対応（教育委員会と連携を密にした対応を行う）※いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに沿って対応する。



☆「いじめ問題への学校取組振り返りシート」等で定期的に振り返りを行い、今後の未然防止策や早期発見策、早期対応に随時取り入れていく。